

国立大学法人秋田大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【1】 { 【6】} (略)</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【7】(略)</p> <p>【8】①教育文化学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部の各課程のグラデュエーション・ポリシーを点検しつつ、社会のニーズを踏まえた組織・定員の見直しを行う。 ・秋田県における高い初等中等教育水準を維持し教育実践のさらなる高度化に資するよう、大学院のカリキュラムの再点検を行い、組織・定員の見直しを行う。 <p>【9】②医学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院部局化の下で、基礎、臨床の融合的な教育研究体制を強化する。 <p>【10】③工学資源学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県立大学との共同大学院を設置する。 ・博士課程の組織・定員の見直しを行う。 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【1】 { 【6】} (同左)</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【7】(同左)</p> <p>【8】(同左)</p> <p>【9】(同左)</p> <p>【10】③工学資源学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県立大学との共同大学院を設置する。 ・博士課程の組織・定員の見直しを行う ・<u>社会の要請を踏まえた学部の組織・定員の見直しを行う。</u> <p>【11】④世界水準の資源学教育拠点を形成し、国際資源学部（仮称）の設置を目指す。</p>	<p>日本を代表する資源学教育拠点を形成し、国際資源学部（仮称）を創設するとともに、地域振興の中核拠点として教育文化学部及び工学資源学部の改組を行う。</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>【11】 ①学習・進級・進学に関する各部署の相談部署相互の連絡機能を強化し、学生支援システムを整備する。</p> <p>【12】 } (略)</p> <p>【17】 }</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>【18】 } (略)</p> <p>【24】 }</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>【25】 } (略)</p> <p>【43】 }</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【44】 } (略)</p> <p>【48】 }</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【49】 } (略)</p> <p>【53】 }</p> <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【54】 } (略)</p> <p>【55】 }</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>【12】 ①学習・進級・進学に関する各部署の相談部署相互の連絡機能を強化し、学生支援システムを整備する。</p> <p>【13】 } (同左)</p> <p>【18】 }</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>【19】 } (同左)</p> <p>【25】 }</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>【26】 } (同左)</p> <p>【44】 }</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【45】 } (同左)</p> <p>【49】 }</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【50】 } (同左)</p> <p>【54】 }</p> <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【55】 } (同左)</p> <p>【56】 }</p>	

現 行	変 更 案	変更理由
<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【56】 } (略)</p> <p>【60】 }</p> <p>VI } (略)</p> <p>X }</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【57】 } (同左)</p> <p>【61】 }</p> <p>VI } (同左)</p> <p>X }</p>	
<p>別表 (収容定員)</p> <p>(略)</p>	<p>別表 (収容定員)</p> <p>(同左)</p>	